9 酒 税

9-5 免 許 場 数

(2) みなし製造場数

		分		びん詰のためのもの					販売便宜	輸	出	出 の	その他のもの			左のう
	X			自己の		共	同	9	のための	た		の	設置許可	設置許可	計	ち実蔵
				した酒 び ん		び	h	詰	もの	も		の	を受けた も の	を受けな い も の		置場数
				0 70	, 	0	70	場	場			場	場	場場	場	場
\ <u>_</u>			\ =						-90					- 70		
清			酒		1			12				24	18		55	45
合	成	清	酒									15			15	
U.	ょうちゅう	う $\left\{egin{array}{c} parkspace{\mathbb{P}} \\ \mathbb{Z} \end{array} ight.$	類					1	1			17			19	
	こうらゆう		類		1			5	1			14	5		26	
み	IJ		Ь									13			13	
ビ	_		ル						1			22			23	10
果	実	酒	類						2			27	8		37	5
ゥ	イス	+ -	類						2			35	4		41	3
ス	ピリ	ッツ	類						2			26	2		30	1
IJ	‡ _	ー ル	類					1	1			17	3		22	
雑			酒						2			28	2		32	1
	合	計			2			19	12		2	238	42		313	65
う	ち 実 蔵	置場	数		1			12	2			25	25		65	

調 査 対 象:酒税法第28条第6項の規定により製造場とみなされた場所(みなし製造場)である。

調 査 時 点:平成17年3月31日